

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 10) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>[制度の概要]</p> <p>①障害者雇用割合が 50%以上※1 ②障害者雇用割合が 25%以上※1かつ障害者を 20 人以上雇用※1 ③20 人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が 50%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。)</p> <p>のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の 24%(工場用建物 32%)の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を 0.5 人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を 0.5 人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>28 年度税制改正の際、減価償却の対象資産の見直しを行い、次のいずれかの資産のみを対象とすることとした。</p> <p>①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 ②障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設</p> <p>[要望の内容]</p> <p>当該特例措置の適用期限(平成 30 年3月 31 日)を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>○ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 13 条、第 46 条、第 68 条の 31 ○ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 6 条の 5、第 29 条、39 条の 60 ○ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 5 条の 15、第 20 条の 17、第 22 条の 38</p>
4	担当部局	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:29 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 48 年度の制度創設以来、平成 29 年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和 63 年度、平成 5 年度、平成 17 年度、平成 18 年度及び

			平成 22 年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。																								
7	適用又は延長期間		2年間の延長																								
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、平成 28 年6月現在 1.92%と法定雇用率を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>このため、本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○障害者雇用促進法第 43 条(一般事業主の雇用義務)</p>																								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：意欲のある全ての人ができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標 3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>施策目標 1-2：障害者の雇用を促進すること</p>																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率の達成</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時(平成 26 年6月1日現在)1.82%であったところ、平成 28 年6月1日現在は 1.92%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.7%(約2万1千人)増加し、約 47.4 万人となっている。</p>																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用法人数及び特別償却額】</p> <p>○機械等</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> <th>31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>29</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>特別償却額</td> <td>2,996</td> <td>2,211</td> <td>1,409</td> <td>882</td> <td>1,323</td> <td>1,764</td> <td>2,205</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アンケート調査から推計 ※算定根拠について別紙1を参照</p>		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	適用件数	29	37	25	18	27	36	45	特別償却額	2,996	2,211	1,409	882	1,323	1,764	2,205
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																				
適用件数	29	37	25	18	27	36	45																				
特別償却額	2,996	2,211	1,409	882	1,323	1,764	2,205																				

		○建物等	(単位:件、百万円)							
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
			適用 件数	24	27	16	10	16	22	27
		特別 償却額	358	273	205	190	304	418	513	
			<p>※アンケート調査から推計 ※算定根拠について別紙1を参照</p> <p>【租特透明化法に基づく適用実態調査結果(平成27年度)】 適用件数:39社 適用額 :8億円</p>							
	②: 減収額	【減収額】	(単位:百万円)							
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		機械等	763	564	337	206	310	413	516	
		建物等	91	69	49	44	71	98	120	
			※算定根拠について別紙1を参照							
	③: 効果・税収減是認効果	《効果》	<p>【達成目標の実現状況】 平成28年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.92%であり、前年の1.88%から0.04ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて4.7%(約2万1千人)増加し、約47.4万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.0%に寄与したものと言える。</p>							
		《税収減を是認するような効果の有無》	<p>平成28年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.92%であり、前年の1.88%から0.04ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p> <p>本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数は、以下の通り、推計できる。</p>							
			(単位:人)							
				25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
		雇用 障害者数	1,827	2,516	1,300	972	1,458	1,944	2,430	
			※算定根拠について別紙1を参照							
			<p>平成28年度に本特例措置を利用した企業においても雇用している障害者の数は972人と推計しており、一定の効果は出ているものと考えられる。</p>							

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながることを期待できるものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 厚労 05)	

## 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

## 1. 平成 28 年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数について】

- 本特例措置の適用を受けるために、障害者等雇用証明書等の申請をした企業 19 社にアンケート調査を実施した（回答数 15）。
- この結果をもとに、回答のなかった分を含め、適用件数が何件になるか推計を行った。

※機械等：18 社、建物等：10 社

## 【特別償却額について】

- アンケート調査から集計した特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることによって特別償却額を推計。

※機械等：49 百万円（平均特別償却額）×18 社＝882 百万円  
建物等：19 百万円（平均特別償却額）×10 社＝190 百万円

## 【減収額について】

- 特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることによって推計。

※機械等：882 百万円×0.234＝206 百万円  
建物等：190 百万円×0.234＝44 百万円

## 2. 平成 25～27 年の適用件数、特別償却額及び減税額について

- 平成 25 年度及び平成 26 年度は過去の推計結果による。平成 27 年度については、1 と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

## 3. 平成 29 年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【29 年度の適用件数について】

- 以下の①～③について、過去の実績をもとにそれぞれ推計した上で、3 つの和を 29 年度の適用件数とする。
  - ①28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数  
（機械等：11 社、建物等：6 社）

②直近年度（28年度）には本特例措置を利用していない企業であって、29年度に利用する企業の数（29年度に初めて利用するケースと27年度以前に利用していたケースの双方を含む。）

（機械等：8社、建物等：4社）

③今回初めて人数要件を満たす可能性のある全ての企業にアンケート調査を行ったところ。これにより初めて制度を認識した企業のうち、当該アンケートの結果から、29年度の利用が見込まれる企業数。

（機械等：8社、建物等：6社）

※機械等：11社＋8社＋8社＝27社、建物等：6社＋4社＋6社＝16社

#### 【29年度の特別償却額について】

○ 平成28年度の平均特別償却額を、29年度の適用件数に乗じることで推計。

※機械等：49百万円（平均特別償却額）×27社＝1,323万円

建物等：19百万円（平均特別償却額）×16社＝304百万円

#### 【29年度の減収額について】

○ 特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計。

※機械等：1,323百万円×0.234＝310百万円

建物等：304百万円×0.234＝71百万円

#### 4. 平成30年度及び31年度の適用件数、特別償却額及び減税額について

○ 29年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

#### 5. 雇用障害者数について

##### 【平成28年度の雇用障害者数について】

○ アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値に適用件数を乗じると、対象18社に雇用されている障害者数は972人となる。

##### 【平成25～27年度の雇用障害者数について】

○ 28年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

##### 【平成29年度～31年度の雇用障害者数について】

- 各年度の適用件数に、28年度の1社あたりの平均雇用障害者数54人を乗じることで推計を行うと、以下の通りとなる。

※平成29年度 1,458人、平成30年度：1,944人、平成31年度：2,430人